

# 特定寄附金申込書

平成 年 月 日

公益財団法人日本発明振興協会  
会長 原 昭 邦 殿

寄附者 現住所又は  
団体所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は  
団体名 \_\_\_\_\_ 印

公益財団法人日本発明振興協会の公益目的事業（ \_\_\_\_\_ 事業）  
に関連するための資金として下記の金額を寄附いたします。

記

寄附金額 \_\_\_\_\_ 円

※分割でご寄附いただく場合は時期と金額をご記入ください

{ \_\_\_\_\_ }

## 当協会への寄附をご検討の皆様へ

日頃、当協会事業への多額のご寄附ありがとうございます。

これまでに多くの方が、国家褒章（紺綬褒章）を受章しております。

本年度から、紺綬褒章表彰基準が一部変更になりました。分納についての変更です。

紺綬褒章は公益のために私財を寄附した者に授与される褒章として大正 7 年に制定されました。個人の方は 500 万円以上、法人・団体は 1,000 万円以上のご寄附をいただいた場合に紺綬褒章授与申請の対象となります。この度内閣府賞勲局通知により、分納の初回寄附が平成 29 年 4 月 1 日以降である場合、3 年以内という分納期限の制限なく授与申請を行えるようになりました。

### 紺綬褒章表彰新基準

個人の場合 (褒章・褒状が授与されます)	一時またはあらかじめ分納の申し出により累計額で 500 万円以上 (期限の制限なし)
法人・団体の場合 (褒状が授与されます)	一時またはあらかじめ分納の申し出により累計額で 1,000 万円以上 (期限の制限なし)

例えば、個人の場合 寄附金額 500 万円 (〇〇年 100 万円,〇〇年 100 万円,-----) と最初の年に分納計画を申込書にご記入いただきます。実際の寄附は、計画と異なっても良いのですが総額が 500 万円となった時に褒章申請ができます。



褒 章



褒 状

尚、当協会は内閣府より、公益のために私財を寄附された個人や法人に授与される「紺綬褒章」の公益団体認定を受けております。認定を受けている寄附先は「国」・「地方公共団体」のほか、公益法人数 9460 (平成 28 年 12 月 1 日) のうちの 36 団体 (平成 29 年 10 月 11 日) です。

公益財団法人 日本発明振興協会 事務局  
電話 03-3464-6991